

いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

中央市立田富南小学校
平成26年3月25日策定
平成31年1月17日改定

本方針は、本校児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、「いじめ」が発生しなくなることを目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。いじめは、どの子にも起こりうることを踏まえ、全ての児童をいじめに向かわせることのない心の通う対人関係を構築できるように、教育活動全体を通して取り組んでいく。いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するために「いじめ」に対する認識を全職員で共有する。また、「いじめ」を把握した場合の対処法について理解を深め全教職員で共有する。

そして、いじめが「解消」と判断するためには、いじめに係る行為がやんでいること（少なくとも3か月を目安とする）、被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たさなければならないこととする。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 学校におけるいじめの防止

- ア 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。けんかやふざけ合いも背後にある事情を調査する。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア いじめ調査等
いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施す

る。

- ① 児童対象いじめアンケート調査 年3回（7月，12月，2月）
- ② Q-U検査による学校生活満足度調査 年2回（5月，11月）
- ③ 保護者へのアンケート調査

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめにかかわる相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し，いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) インターネット・ブログ等を通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネット等を通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを十分理解させ、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように，必要な啓発活動として，情報モラル研修会等を行う。また、児童生徒へは情報モラル教育を年間計画に位置付け充実を図る。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，学校評議員，スクールカウンセラー等からなる，いじめ防止等のための校内組織を設置する。（いじめ防止対策委員会）

4 いじめの未然防止，早期発見，早期対応に関する具体的方策について

（別 表①）

5 関係機関との連携

- (1) いじめの問題に関して，学校全体の問題としてPTA会長，副会長とも連携を図る。
- (2) 教育委員会，子育て支援課及び福祉課等との連携をはかる中で問題解決にあたる。

6 重大事態への対処

- (1) 次の場合は，学校による調査組織の設置を行う。

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被ったとき
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手

ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる

※調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言しない。

(2) 重大事態の発生の報告

ア 学校から中央市教育委員会に、重大事態の発生を報告

イ 中央市教育委員会が、市長に報告

(3) 中央市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

ア 中央市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

- ・学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※得られた調査結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報を盾に説明を怠ることのないようにする。

- ・調査結果を中央市教育委員会に報告（※中央市教育委員会から市長に報告）
- ・調査結果を踏まえた必要措置
- ・中央市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

(4) 調査結果を基に必要な措置をとる。

7 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

8 学校評価の実施

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及び、いじめに対する措置を適切に行うため、

次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

また、その結果を教育委員会等に報告するとともに、ホームページで公開する。

(別 表①) いじめの未然防止・早期発見・早期対応に係る具体的な取組

○学校全体での取組

		児童にかかわること	保護者にかかわること(学校→保護者→子ども)	
①いじめ未然防止に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合) ○学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。 ○資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 ○正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。(道徳・特活・総合) ○進んで奉仕体験活動に取り組ませる。 ○障害のある児童生徒や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒への組織的な指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ○友達の気持ちを踏みにじったり傷つけることの重大さを日頃から子どもに伝える。 ○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。 	
②いじめの早期発見に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集する。 ○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 ○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。 ○けんかやふざけあいも背後にある事情を調査する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもとの会話をできるだけ多くする。 ○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。 ○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気、普段から作っておく。 	
③いじめの早期対応に関すること	1 暴力を伴ういじめの場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○けんかやふざけあいも背後にある事情を調査する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○けんかやふざけあいも背後にある事情を調査する。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。
	2 暴力を伴わないいじめの場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○けんかやふざけあいも背後にある事情を調査する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。

		いじめられた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</p> <p>○けんかやふざけあいも背後にある事情を調査する。</p> <p>○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。</p>	<p>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。</p> <p>○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。</p>
3行為が見えにくい場合		いじめられた側	<p>○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。</p> <p>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に初期対応する。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○けんかやふざけあいも背後にある事情を調査する。</p>	<p>○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。</p> <p>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。</p>
		いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</p> <p>○けんかやふざけあいも背後にある事情を調査する。</p> <p>○カウンセラーと連携をとる。</p>	<p>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。</p>
	直接関係のない者		<p>○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。</p> <p>○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。</p>	<p>○いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるよう子どもに育てる。</p> <p>○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。</p>

○地域・家庭との連携

①各家庭での取り組み	<p>○自分の子どもに関心もち、子どものさびしきやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。</p> <p>○ダメな時は「叱ることのできる親に！」頑張った時は「褒めることのできる親に！」を合い言葉に、意識させる。</p> <p>○父親の存在が大きく影響することを伝え、母親任せにしないで父親も子育てに参加するよう啓発する。</p> <p>○携帯電話やスマートフォン、インターネットを使うルールを保護者と本人で話し合っ決めて決める。</p>
②地域での取り組み	<p>○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子どもたちに地域から守られているという安心感をもたせる。</p> <p>○子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちと出会った時は挨拶や声かけをお願いする。</p> <p>○公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。</p>

(別 表②)

いじめ防止指導計画

	会議			防止対策	早期発見
4月	職員会議（児童の共通理解 及び生徒指導報告会）			PTA総会（いじめ について話を する）	SCによる校内視察 及び教育相談
5月	職員会議（児童の共通理解 及び生徒指導報告会）			PTA学校委員会 議（児童の様子 について） ネット犯罪防止 教室（含む 情 報モラル教育）	SCによる校内視察 及び教育相談
6月	職員会議（児童の共通理解 及び生徒指導報告会） 校内研（Q-Uの結果考察）				SCによる校内視察 及び教育相談
7月	職員会議（児童の共通理解 及び生徒指導報告会）			リーダー研修会 人権教育	いじめアンケート
8月	職員会議（児童の共通理解 及び生徒指導報告会） いじめ・不登校指導者研修 還流報告会			PTA学校委員会 議（児童の様子 について）	
9月	職員会議（児童の共通理解 及び生徒指導報告会）				SCによる校内視察 及び教育相談
10月	職員会議（児童の共通理解 及び生徒指導報告会）				SCによる校内視察 及び教育相談
11月	職員会議（児童の共通理解 及び生徒指導報告会） 校内研（Q-Uの結果考察）			PTA学校委員会 議（児童の様子 について）	SCによる校内視察 及び教育相談
12月	職員会議（児童の共通理解 及び生徒指導報告会）				いじめアンケート 保護者アンケート （学校評価）SCに よる校内視察及び教 育相談
1月	職員会議（児童の共通理解 及び生徒指導報告会）				SCによる校内視察 及び教育相談
2月	職員会議（児童の共通理解 及び生徒指導報告会）			PTA学校委員会 議（児童の様子 について）	いじめアンケート SCによる校内視察 及び教育相談
3月	職員会議（児童の共通理解 及び生徒指導報告会）				SCによる校内視察 及び教育相談